

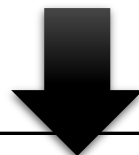
Web 会議システムを利用した会議の出席について

Web による出席の取扱い

本委員会における Web による出席については、会議の性質上、委員相互の意思疎通が可能であれば、「出席」として取扱うことは差し支えないと考えるが、会議の透明性及び意思決定の手続を明らかにしておくために Web による出席の取扱いを決めておくことが望ましい。



泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会規則（令和 4 年泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 1 号）第 10 条の規定において、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定めることとされている。



論点を整理した結果、本委員会における Web による出席の取扱いについて明確にしておくため、「委員会の運営に関し必要な事項」として、別紙のとおり定めることとしたい。

《 Web 会議システムを利用した会議の出席について 》

【 論点の整理 】

- 1 Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムという。以下同じ。）を利用した委員会への出席について

《 検討に当たり考慮すべき事項 》

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、会場参集による会議の開催を控えなければならない事態が生じている。今後も同様の事態が生じる可能性は否定できないことから、Web 会議システムを利用した出席を認めなければ、会議の開催自体が困難となる可能性がある。
- (2) 会長が Web 会議システムを利用して出席する場合、他の委員の動静や決議の状況の把握が容易ではないため、円滑な議事運営が難しい。また、会長の Web 会議システムにトラブルが生じた場合、他の委員以上に議事運営に支障が生じるため、会長は除くことが望ましい。

⇒ 会長が必要と認めるときは、会長を含む全ての委員について、Web 会議システムを利用した出席を認めることとしたい。

2 Web 会議システムを利用した出席を認める要件について

≪ 例外的に Web 会議システムを利用する場合の要件として考えられるもの ≫

- (1) 緊急事態宣言下又はそれに準じる状況にある場合
- (2) 健康上の理由から出席を控える場合
- (3) 業務の都合により会場参集が困難な場合
- (4) 私的な都合により会場参集が困難な場合

≪ 検討に当たり考慮すべき事項 ≫

- (1) Web 会議システムを利用した出席を認める方が、委員の出席が得やすく会議の活性化につながる。
- (2) Web 会議システムを利用して出席する場合であっても、映像や音声を通じて議事内容を確認したり意見を述べることは可能であるが、通信環境等の影響による出席の続行が不可能となる場合があることから、安定した会議の運営に支障が生じる可能性がある。

⇒ 会場参集による出席を原則とし、例外として上記要件(1)~(4)の場合に限り、Web 会議システムを利用した出席として認めることとしたい。

3 出席とみなす条件について、

◀ 検討に当たり考慮すべき事項 ▶

- (1) 音声のみでは、委員等が発言しない限り、議事への参加状況が把握できないため、定足数に疑義が生じる可能性がある。
- (2) 現在の環境通信や Web 会議システム等を利用した会議が増えてきていることを踏まえれば、映像が一時的に途切れることは珍しいことではなく、映像を必須の条件とすると定足数に影響を与える。
- (3) 音声のみでも議事への参加は可能であるにもかかわらず、映像が繋がらないことのみをもって「欠席」、「退席」扱いにするのは、実情に合わない。
- (4) 映像が途切れたとしても、直ちに音声のつながりを確認することができる場合は、継続して審議に参加していると考えるのが合理的である。

⇒ 映像と音声がつながっていることを原則とするが、映像が途切れた場合であっても、直ちに音声のつながりが確認され、その後も継続して審議に参加していると認められる場合は「出席」として認めることとしたい。

4 Web 会議システムを利用して出席する者の議決権について

◀ 検討に当たり考慮すべき事項 ▶

(1) 泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会規則第6条において、会議の開催及び定足数を定めているところから、出席と議決については一連のものとして考えるべきである。

よって、出席は認めるが議決権は認めないとする取扱いは定足数の定めと整合しないと思われる。

(2) 感染症の拡大等の状況によっては、Web 会議システムを利用した出席によらなければ、会議の開催自体が困難な事態に陥る可能性がある。

⇒ 上記3と同様、「議決権」を認めることとしたい。

【 解釈について 】

⇒ 法規等において、Web 会議の想定がないものもあり、Web での参加を「出席」とみなすかは会議ごとに異なる。

例えば、

(1) 地方議会の本会議

ア 会議の運営については地方自治法で規定されている。(第 113 条及び第 116 条第 1 項)

イ 「出席」とは、現に議場にいることと解されている。(令和 2 年 4 月 30 日総務省自治行政局行政課長通知)

(2) 地方議会の委員会

ア 会議の運営は条例で定める。(第 109 条第 9 項)

イ 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を活用することで開催することは差し支えない。(令和 2 年 4 月 30 日総務省自治行政局行政課長通知)

(3) 認可地縁団体の総会

ア 各構成員の表決権は平等(地方自治法第 260 条の 18 第 1 項)

イ 電磁的方法により表決を行うことができることとした。(同条第 3 項)

⇒ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)第 4 条による改正

(4) 会社法に基づく株式総会

ア 株主総会の場所を定めなければならない。(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 298 条第 1 項第 1 号)

イ 令和 3 年 産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)の改正

⇒ 「場所の定めのない株主総会」に関する規定の新設により、オンライン形式のみでの開催が可能(第 66 条)

令和4年12月22日

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会会長

Web 会議システムを利用した会議への出席について

- 1 会長が必要と認めるときは、会長を含む全ての委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムという。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web 会議システムによる出席は、泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会規則（令和4年泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第1号。以下「規則」という。）第6条第2項及び第3項の出席とみなす。
また、Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができる場合も同様とする。
- 3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時から退席したものとみなす。
- 4 Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、規則第8条第1項の規定により会議を公開しない場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。